

別府市総合戦略策定支援業務仕様書

1 業務の名称

別府市総合戦略策定支援業務

2 業務の場所

別府市上野口町1番15号 別府市役所 ほか

3 業務の目的

国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことに伴い、別府市においてもデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築した上で、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版）に基づき、令和2年3月に策定した「現行人口ビジョン」及び令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間とした「現行総合戦略」に続く次期5か年の「次期人口ビジョン」及び「次期総合戦略」の策定に関する支援を実施することを目的とする。

4 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月15日までとする。ただし、「次期総合戦略等」は、令和6年12月26日までに策定するものとする。

5 次期総合戦略等の策定に関する業務内容について

次期総合戦略等の策定に関する業務内容については、別紙1の「別府市総合戦略の策定支援業務について」のとおりとする。

6 個人情報保護に関する措置

受注者は、本業務を履行する上で取得または保有した個人情報の漏洩対策について、個人情報管理責任者を選任しなければならない。なお、個人情報管理責任者は受注者の代表者が指名した者又は受注者の社内規定に基づき選任されたものであって、個人情報の厳格な保護の趣旨及び内容を受注者の他の従業員並びに再委託事業者等に対して周知徹底させるものとする。

個人情報管理責任者は契約の締結後、本業務に関わる従事者に対し、個人情報保護に関する指導をしなければならない。

7 資料の貸与及び返却

- (1) 業務の履行期間において、業務上必要な資料で別府市が所有している提供可能な資料については貸与する。
- (2) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合、直ちに発注者に返却すること。
- (3) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写しないこと。

8 成果物

(1) 成果物の提出及び検査

受注者は、業務が完了したときは業務完了届(任意様式)を提出するとともに、成果物を提出し、発注者の検査を受けるものとする。ただし、受注者は、履行期間途中であっても、発注者がその時点における成果物の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果物を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(2) 成果品

以下の成果物を事務局に納品すること。成果物の内、印刷物はすべてA4判サイズとする。

ア 業務報告書	3部(簡易製本・関係書類)
イ 別府市人口ビジョン改訂版本編	200部(中綴じ製本・全頁カラー)
ウ 次期総合戦略冊子案	50部(簡易製本)
エ 次期総合戦略概要版	10部(中綴じ製本・全頁カラー)
オ 次期総合戦略本編	500部(中綴じ製本・全頁カラー)
カ 成果品の電子データ	一式(CD-R)又は(DVD)

※電子データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿(文章、絵画及び写真など含む。)とした形式で納品すること。

※印刷物にA3判がある場合は、A4判に折り込んで製本すること。

(3) 成果物の納期

令和7年3月15日までに納品すること。

(4) 成果品の帰属及び管理

第三者が既得している権利以外の成果物は、すべて本市に帰属し、本市が管理するものとする。また、受注者が成果物を公表しようとする場合は、あらかじめ本市の承認を得なければならないものとする。

(5) 成果品に対する責任の範囲

成果品の納品後において、受注者の責による内容などの不備又は誤謬が認めら

れる場合は、受注者は速やかに成果品の訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、受注者の負担とする。

9 特記事項

受注者は、本業務を遂行するにあたり、以下の内容について十分留意し、確実に履行すること。

- (1) 十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、適宜事務局と打合せ等を行い、特に業務集中時には確実に対応できるようにすること。
- (3) 業務上で知り得た個人情報や秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様とする。（再委託事業者についても同様の取り扱いとする。）

10 契約の解除

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

ア 官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき

イ 支払い停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき

ウ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続き開始決定の申立があったとき

エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

オ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

カ 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

- (2) 発注者または受注者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

11 疑義の解決

この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分な打合せ又は協議を行って、本業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

1 2 その他事項

- (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務改善を受注者に求めることができる。
- (2) 本業務の履行に当っては、関係する法令、通達、発注者の条例、規則等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務の打合せは、発注者、受注者の申し出により必要に応じて随時実施する。
- (4) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (5) 受注者は契約の期間において、委託業務に関するすべての資料を書面又は電磁的記録により保存し、契約の終了後、発注者の求めに応じて引き渡すこと。

1 3 事務局

別府市企画戦略部政策企画課ふるさと創生係

〒874-8501 大分県別府市上野口町1番15号

TEL : 0977-21-1122 FAX : 0977-21-5702

E-mail : pco-pf@city.beppu.lg.jp

(別紙 1)

別府市総合戦略の策定支援業務について

本業務は、次期総合戦略等の策定に必要と考えられる事項として、本市が抱える社会課題の解決を図るため、本市の地域ビジョン（本市が目指すべき理想像）を再構築した上で、次期総合戦略の策定をするように努める必要があるとともに、本戦略に基づく具体的な地域活性化の取組を果敢に推進することを求めるものである。

また、取組の推進にあたっては国の総合戦略で例示されているモデル地域ビジョン（※1）や重要施策分野（※2）なども参考にしつつ、本市の個性や魅力を生かした地域ビジョンを次期総合戦略に記載するものとする。

※1 モデル地域ビジョンの例

【モデル地域ビジョン】

- ・大学を核とした産学官協創都市
- ・スマートシティ、スーパーシティ
- ・SDGs 未来都市
- ・「デジ活」中山間地域
- ・脱炭素先行地域

※2 重要施策分野の例

【重要施策】

- ・地域交通のり・デザイン
- ・地方創生スタートアップ
- ・地方創生テレワーク
- ・地方公共団体の連携によるこども政策
- ・教育DX
- ・観光DX
- ・住民に身近な場所を活用した遠隔医療
- ・デジタル技術を活用した地域防災の向上
- ・ドローン利活用
- ・多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトなまちづくり など

※上記以外にも地域の実情に応じた様々な地域ビジョンが考えられる。

1 次期人口ビジョンの策定

業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 人口動態の現状把握・整理

総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の状況を時

系列に把握・整理し、また、産業別の就業状況や雇用状況などの人口推移を把握・整理したうえで分析すること。

(2) 将来人口の推計と分析

別府市の将来人口を推計し、自然増減、社会増減に伴う影響について分析すること。

(3) 人口の将来展望

現行総合戦略の結果を踏まえ、人口減少克服に向けた現状と課題を整理・分析し、総人口や年齢3区分別人口等の将来展望を行うこと。

(4) 経済・都市・福祉・教育の現状分析及び人口の変化が与える影響の分析・考察

以下の項目について、分析・考察すること。

ア 人口変化が将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響の分析・考察

イ 求人数、求職者数、有効求人倍率等から、雇用に関する分析・考察

ウ 大型小売店舗面積、販売額などから、利便性に関する分析・考察

エ 土地利用、住宅、公園、下水道の状況などから、都市に関する分析・考察

オ 病院、福祉施設の設置状況などから、福祉に関する分析・考察

カ 学校、保育所、待機児童の状況などから、教育・子育てに関する分析・考察

2 次期総合戦略の策定

(基本的方向性)

次期総合戦略は、人口の現状と将来の展望（「次期人口ビジョン」）を踏まえた上で、本市の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、次期総合戦略の目標を設定することとする。本市の社会課題解決や魅力向上を図るためには、次の4つの取組について特に進めていくものとする。

- ・仕事をつくる
- ・人の流れをつくる
- ・結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・魅力的な地域をつくる

加えて、本市の次期総合戦略の策定・実行にあたっては、本市の魅力ある学びの場を作るとともに、産学官の連携による地域の中核的産業の振興や雇用の創出を推進することの重要性も踏まえ、地域の将来を支える人材の育成と新たな雇用を担う教育・研究機関の参画についても積極的に活用していく必要がある。

以上のことを踏まえた上で、本業務における次期総合戦略の策定に係る事業内容については、以下に示すとおりであるが、策定にあたっては、国や県が策定する総合戦略にも極力適合するよう十分勘案するものでなければならない。

(1) 基本目標の設定

現行総合戦略の進捗状況や結果等に基づき、基本目標の見直しや、基本目標に沿った新たな政策分野を必要に応じて設定するとともに、各政策分野の5年後の基本目標及び目標数値を年度ごとに設定すること。

(2) 基本目標達成に向けた施策の設定

現行総合戦略の進捗状況や結果等に基づき、施策の見直しや、基本目標を達成するために必要な新たな施策を必要に応じて設定するとともに、各施策の客観的かつ適切な重要業績評価指標（K P I）を年度ごとに設定すること。

(3) 施策の達成に向けた取組の設定

現行総合戦略の進捗状況や結果等に基づき、取組の見直しや、施策を達成するために必要な新たな取組を必要に応じて設定するとともに、各取組の目標数値を年度ごとに設定すること。

(4) 各種会議の運営支援

次期総合戦略の策定を議題とした「総合戦略策定委員会（※3）」、「総合戦略審議会（※4）」、「総合戦略専門部会（※5）」の開催時は、下記の事項について支援すること。なお、「総合戦略策定委員会」は計3回、「総合戦略審議会」及び「総合戦略専門部会」はそれぞれ計5回程度を想定しているが、「総合戦略審議会」については、そのうち2回程度、市民参加型の会議の開催を想定している。

ア 会議を円滑に進めるための手法提案や資料の提供

イ 会議説明資料等の作成

ウ 会議への出席及びファシリテーター、マネージャー並びにスタッフの配置

エ 議事録作成

オ その他、会議の運営に関して必要となる支援

※3 市長・副市長・各部長からなる意思決定機関

※4 産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等で構成する組織

※5 本市の各担当部署から選出されたメンバーで構成される専門部会

(5) 打合せ協議

各種会議の開催前や業務計画書作成時等、計10回程度を想定している。

(6) その他

次期総合戦略の策定に関して必要と認められる業務

3 市民アンケート等の実施・分析及び運営支援

アンケートの調査の実施内容などについては、次期総合戦略策定に必要と思われる調査を実施するため、企画提案された内容に基づいて発注者と受注者とが協議の上決定する。また、以下の事項については、受注者が実施するものとする。

(調査対象) 市内在住者 3,000 名以上 (無作為抽出)

※調査対象等については、発注者と要相談のこと

(事業内容) ①調査票の設計

②調査票の印刷、発送、集計、分析

※発送及び返信に係る郵送料及び封筒購入に係る費用については本業務の範囲内とする。

③報告書案の作成

4 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が書面に記録し、相互に確認すること。